



# 大津市公報

令和2年4月1日  
号外(第34号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

規 則	目 次
79 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	1
80 大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則.....	2
<b>訓 令</b>	
4 大津市事務決裁規程の一部改正.....	2
5 大津市職員の人事評価に関する規程の一部改正.....	6
6 大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程の一部改正.....	7
7 大津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正.....	12
8 大津市職員き章はい用規程の一部改正.....	12
9 大津市不動産評価委員会規程の一部改正.....	12
10 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正.....	12
11 大津市土地利用問題協議会規程の一部改正.....	13
12 市長の権限に属する事務を教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正.....	13
<b>規 則</b>	
<b>教育委員会規則</b>	
1 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	13
<b>企業局管理規程</b>	
6 大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程.....	14
7 大津市企業局事務分掌規程の一部改正.....	19
8 大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....	21
9 大津市企業局文書取扱規程の一部改正.....	22
10 大津市企業局職員の職名規程の一部改正.....	22
11 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正.....	22
12 大津市企業局職員給与規程の一部改正.....	23
13 大津市企業職員の条件付採用期間評価に関する規程の一部改正.....	24
14 大津市企業局会計規程の一部改正.....	24
<b>議会議長告示</b>	
5 大津市議会局規程の一部改正.....	25

## 規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市規則第79号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表に次のように加える。

まちづくり協議会運営補助金	まちづくり協議会に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、もって住民主体のまちづくりの推進を図ること。
---------------	--

別表第2項の表重度障害者地域生活支援事業費補助金の項中「共同生活介護事業所」を「共同生活援助事業所」に改め、別表第2項の表計画相談支援等推進補助金の項を次のように改める。

指定特定相談支援事業所等体制整備補助金	新たに相談支援専門員を雇用又は配置した指定特定相談支援事業者等に対し、サービス等利用計画案等の作成に要する経費の一部を補助することにより、指定特定相談支援事業者等が提供するサービスの拡充を促進し、もって福祉の増進を図ること。
---------------------	--

別表第2項の表子育て応援団等活動費補助金の項、保育所等運営補助金の項、保育所等職員研究活動促進事業費補助金の項、保育士等人材確保臨時特例事業費補助金の項及び家庭支援推進保育事業費補助金の項を削り、別表第6項中「未来まちづくり部」を「都市計画部」に改め、同項の表中堅田千軒まちなみ整備事業補助金の項から人にやさしいバス導入促進事業補助金の項まで及び私道整備工事補助金の項を削り、別表第8項の表地域防火・防災資器材整備事業補助金の項中「自治会」を「自治会等」に改め、別表第8項を別表第9項とし、別表第7項の表中私立幼稚園等就園奨励費補助金の項を削り、家庭教育推進事業補助金の項を次のように改め、別表第7項を別表第8項とする。

社会教育推進事業補助金	社会教育関係団体等が実施する社会教育(体育の活動を除く。)に関する事業に要する費用の一部を補助し、もって社会教育及び家庭教育の推進を図ること。
-------------	---

別表第6項の次に次の1項を加える。

7 建設部の所管に属するもの

人にやさしいバス導入促進事業補助金	路線バス事業者等が路線定期運行の用に供するノンステップバスを購入するのに要する経費の一部を補助し、もって公共交通のバリアフリー化を推進すること。
私道整備工事補助金	私道の舗装工事、側溝の設置工事及び地震、水害等の災害によりその機能を喪失した橋梁の架け替え工事を行う者に対し、それに要する経費の一部を補助し、もって私道の整備を促進すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第80号

大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

大津市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(平成21年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項及び第27条の表第24条第1項の項中「第8条第5項及び第31条の6第5項」を「第8条第6項及び第31条の6第6項」に改める。

様式第28号中「支払うこと」の次に「並びに債務者、連帯債務者及び連帯保証人(以下「債務者等」という。)のうちの1人に対する履行の請求は、当該請求を受けた者以外の債務者等に対してもその効力を生ずることとすること」を加える。

様式第29号中「支払うこと」の次に「並びに債務者及び連帯債務者(以下「債務者等」という。)のうちの1人に対する履行の請求は、当該請求を受けた者以外の債務者等に対してもその効力を生ずることとすること」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第4号

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(総務課長)  
(財政課長)

議は、予算  
(将来の財政負  
担を含む。)  
を伴うものに  
限る。

に改め、同部4の項中

「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

」

「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

総務部長  
(総務課長)  
(財政課長)

財政課長の合  
議は、予算  
(将来の財政負  
担を含む。)  
を伴うものに  
限る。

に改め、同部5の項中

」

「

行政改革推進  
課長  
コンプライア  
ンス推進室長

行政改革推進  
課長の合議は  
補助金等の交  
付に係るもの  
に、コンプラ  
イアンス推進  
室長の合議は  
市長が別に定  
める基準に該  
当する附属機  
関等に係るも  
のに限る。

を

「

総務部長  
(総務課長)  
(財政課長)  
(行政改革推  
進課長)  
(コンプライ  
アンス推進室  
長)

総務部長の合  
議は副市長以  
上の決裁を要  
する場合に、  
財政課長の合  
議は予算(将  
来の財政負担  
を含む。)を  
伴うものに、  
行政改革推進  
課長の合議は  
補助金等の交  
付に係るもの  
に、コンプラ  
イアンス推進  
室長の合議は  
市長が別に定  
める基準に該  
当する附属機  
関等に係るも  
のに限る。

に改め、同部の表2の部2の項第7号

」

を次のように改める。

会計年度任用職員、臨時的  
任用職員及び特別職の職員の  
任免(人事課の所管に係るも  
のを除く。)

人事課長

別表第1号の表2の部2の項中第8号を削り、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、別表第1号の表3



建設部

道路・河川管理課	1 道路の管理に関する事務	1 道路法(昭和27年法律第180号)第22条に基づく工事の施行命令																		
	2 市街灯及び防犯灯に関する事務	1 市街灯及び防犯灯に係る寄附の受納の決定																		
	3 損失補償の処理に関する事務	1 不動産の買収に係る損失補償の処理(100万円未満のものに限る。)																		
路政課	1 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の管理に関する事務	1 市道区域の決定 2 市道路線の供用開始の決定 3 国、県等から又は国、県等への引継ぎの決定 4 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の敷地の境界等の確認 5 占用の許可 重要なもの 軽易なもの 6 占用の許可の更新 7 通行の禁止及び制限 次号に掲げるもの以外のもの 一時的なもの 8 市長以外の者が行う工事の承認 重要なもの 軽易なもの 9 道路法第24条に基づく工事の施行命令																		

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大津市訓令第5号

大津市職員の人事評価に関する規程(平成22年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「ごとに」の次に「又は前項に規定する期間を対象として」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の人事評価は、法第22条の条件付採用の期間(以下「条件付採用期間」という。)を終了した日の翌日から任期の満了する日までの期間を対象として実施するものとする。

第7条第1項中「第1期の評価期間」を「評価期間(会計年度任用職員以外の職員にあっては、第1期の評価

期間)」に改める。

第8条中「、被評価者」の次に「(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第10条第3項及び第11条中「第6条第3項ただし書」を「第6条第4項ただし書」に改める。

第12条第1項中「法第22条の」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市訓令第6号**

大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程(平成22年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1期評価 条件付採用期間開始の日からおおむね3か月を経過したときに実施する勤務成績の評価をいう。

第2期評価 条件付採用期間開始の日から5か月を経過したときに実施する勤務成績の評価をいう。

初月評価 条件付採用期間開始の日から20日を経過したときに実施する勤務成績の評価をいう。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(条件付採用期間評価)

**第3条** 条件付採用期間評価は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める評価を実施する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

次号に掲げる職員以外の職員(以下「一般職員」という。) 第1期評価及び第2期評価

法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。) 初月評価

第6条第1項を次のように改める。

評価者は、条件付採用期間評価を受ける職員(以下「被評価者」という。)の勤務成績について、別に定める評価要素ごとに評価を行い、次の各号に掲げる被評価者の区分に応じ、当該各号に定める評価票(以下「評価票」という。)を用いてその記録を作成しなければならない。

一般職員 条件付採用期間勤務成績評価票(一般職員用)(様式第1号)

会計年度任用職員 条件付採用期間勤務成績評価票(会計年度任用職員用)(様式第2号)

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 評価者は、前項の評価を行うに当たっては、次の各号に掲げる被評価者の区分に応じ、当該各号に定めるところによりその結果を表示する記号を同項各号の評価票に記録しなければならない。

一般職員

段階	定義
A	抜群 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して非常に優れている。
B	良好 勤務実績が、職務の要求する水準に比較してやや優れている。
C	普通 勤務実績が、職務の要求する水準に合致する。
D	やや不良 勤務実績が、職務の要求する水準に比較してやや劣っている。
E	不良 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して非常に劣っている。

会計年度任用職員

段階	定義
A	良好 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して優れている。

B	普通 勤務実績が、職務の要求する水準に合致する。
C	不良 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して劣っている。

第7条第1項第1号及び第10条第2号中「E」の次に「(被評価者が会計年度任用職員である場合にあっては、C)」を加える。

第11条第1項中「第2期評価」の次に「(被評価者が会計年度任用職員である場合にあっては、初月評価)」を加え、「の上、当該評価票を人事担当者(総務部人事課の人事に関する事務を所掌するグループのグループリーダーをいう。以下同じ。)に提出」を削り、同条第2項中「第2期評価以外の条件付採用期間評価」を「第1期評価」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記入をした最終の評価者は、次の各号に掲げる被評価者の区分に応じ、当該各号に定める者に評価票を送付するものとする。

一般職員 人事担当者(総務部人事課の人事に関する事務を所掌するグループのグループリーダーをいう。以下同じ。)

会計年度任用職員 所属の長

第15条第1項を次のように改める。

評価票は、次の各号に掲げる被評価者の区分に応じ、当該各号に定める者の確認によって公式の記録となる。

一般職員 評価審査員

会計年度任用職員 最終の評価者

別記様式第1葉中「条件付採用期間勤務成績評価票」の次に「(一般職員用)」を加え、「氏名」を「被評価者氏名」に、「身について」を「身に付いて」に、「身につけて」を「身に付けて」に、「節約に」を「節約を」に改め、同様式第2葉中「条件付採用期間勤務成績評価票2」を削り、同様式第3葉中「 」及び「印」を削り、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。



様式第2号(第6条関係)

(第1葉)

条件付採用期間勤務成績評価票(会計年度任用職員用)

被評価者氏名	年齢	性別 男 女	所属		
採用年月日		評価期間 年 月 日 ~ 年 月 日			
	評価要素	着 眼 点	評 価 者		
			1	2	3
1	仕事の正確さ	仕事に誤りはなかったか。			
2	仕事の手順	仕事振りがテキパキして敏速であったか。			
3	仕事の感覚	仕事に必要な感覚(センス)があったか。			
4	仕事の報告	仕事の進行状況や仕事の結果を的確に報告できたか。			
5	理解力	与えた仕事を理解したか。			
6	表現力(口頭)	口頭による表現力が的確であったか。			
7	表現力(文書)	文書による表現力が的確であったか。			
8	勤勉さ	仕事に対して骨おしみすることなく遂行したか。			
9	向上心	仕事に対し意欲や研究心があったか。			
10	順応性	仕事や環境の変化に早く適応したか。			
11	規律	上司の命令や定められた規則などに従ったか。			
12	公務員としての自覚	公務員としての自覚があったか。			
13	出勤状況	出勤状況は良かったか。			
14	まじめさ	職場では表裏なく行動していたか。			
15	積極性	何事に対しても積極的に行動していたか。			
16	協調性	同僚や他の課員との間で協調性はあったか。			
17	責任感	何事に対しても責任感が強かったか。			
18	時間的観念	時間を守る観念が身に付いていたか。			
19	明朗さ	いつも明朗に接していたか。			
20	話し方	市民や他の職員に対しての応対は良かったか。			
21	整理整とん	書類や物品等の整理整とんは良かったか。			
22	常識	社会人としての常識、礼儀作法を身に付けていたか。			
23	安全観念	仕事を行う中で、安全面に注意していたか。			
24	衛生観念	仕事を行う中で、衛生面に注意していたか。			
25	節約観念	仕事を行う中で、節約を心掛けていたか。			

(第2葉)

被評価者氏名

		改善が必要な行動	本人に対する指摘・ 指導・研修の内容	評価時における状態
指 導 記 録	1 仕事に関する 事項			
	2 規律、態度に 関する事項			
	3 表現力、協調 性に関する事項			
特 記 事 項				
総 評	第1次評価者			
	第2次評価者			
	第3次評価者			

(第3葉)  
勤務実績判定

被評価者氏名

勤務実績判定表	評価者	評価要素	Aの数	Bの数	Cの数	Cの数 25	判定	総評
	第1次	25				/ 25	良好 不良	良好 不良
	第2次	25				/ 25	良好 不良	
	第3次	25				/ 25	良好 不良	
						勧告	正式に採用する。 免職する。	
第1次評価者	補職名		氏名		年 月 日			
第2次評価者	補職名		氏名		年 月 日			
第3次評価者	補職名		氏名		年 月 日			
任命権者	正式に採用する。		免職する。					

備考

1 評価基準

- A ..... 良 好 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して優れている。
- B ..... 普 通 勤務実績が、職務の要求する水準に合致する。
- C ..... 不 良 勤務実績が、職務の要求する水準に比較して劣っている。

2 評価者

- 第1次評価者..... 係長級
- 第2次評価者..... 課長補佐級
- 第3次評価者..... 課長級

(注) なお、これによりがたい場合は評価者を2人とすることができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市訓令第7号**

大津市職員の時差勤務に関する規程(平成30年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第2条中「第4条第1項」の次に「(大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号。以下「会計年度任用職員勤務時間等規則」という。)第2条第1項の規定により一般職の職員の例によることとされる場合を含む。)及び会計年度任用職員勤務時間等規則第2条第4項」を加える。

第3条第1項第1号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 災害その他非常の事態への対応に関する業務

第5条第1項ただし書中「時差勤務を割り振る場合(」を削り、「除く。)」において「を」を「除き」に改める。別表に備考として次のように加える。

備考 1日の勤務時間が7時間45分に満たない者の勤務時間を割り振る場合には、勤務時間を勤務区分ごとに定める勤務時間の始めの時刻から始まり、又は終わりの時刻に終わるよう割り振ることとし、休憩時間を当該割り振った勤務時間の途中で置くものとする。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市訓令第8号**

大津市職員き章はい用規程(昭和33年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第1条中「本市職員」を「職員(市長が別に定める職員を除く。以下同じ。)」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市訓令第9号**

大津市不動産評価委員会規程(昭和44年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第3条第1項中「6人」を「7人」に改め、同条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、第5号を次のように改める。

都市計画部長

第3条第2項に次の1号を加える。

建設部長

第5条第2項第6号を次のように改める。

都市計画部都市計画課長

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市訓令第10号**

大津市建設工事契約審査委員会規程(昭和41年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第3条第1項中「7人」を「8人」に改め、同条第2項第6号を次のように改める。

都市計画部長

第3条第2項に次の1号を加える。

建設部長

第4条第1項中「11人」を「12人」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

建設部技監

第4条第2項第7号を次のように改める。

都市計画部市街地整備課長、公園緑地課長

第4条第2項に次の1号を加える。

建設部道路建設課長、道路・河川管理課長、建築課長

第5条第4項中「総務部政策監」を「総務部次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

-----

大津市訓令第11号

大津市土地利用問題協議会規程(平成9年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第2条第2項中「及び未来まちづくり部長」を「、都市計画部長及び建設部長」に、「教育次長」を「教育部長」に改め、同条第3項中「未来まちづくり部次長、未来まちづくり部技監、まちづくり計画課長」を「都市計画部次長、都市計画課長」に、「及び建築指導課長」を「、建築指導課長、建設部次長及び建設部技監」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 6 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合において、副会長に事故があるとき、又は副会長が欠けたときは、政策調整部長である委員がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

-----

大津市訓令第12号

市長の権限に属する事務を教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程(平成6年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第2条第2項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

第3条第1項中「教育次長」を「教育部長」に改め、同条第4項ただし書を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

規 則  
教 育 委 員 会 規 則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市教育委員会教育長 島 崎 輝 久

大津市規則

大津市教育委員会規則 第1号

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則(平成25年 規則 第1号)の一部を次のように教育委員会規則

改正する。

第2条第1項中「市民部文化・青少年課いじめ対策推進室」を「政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室」に改め、同条第3項中「委嘱」を「任命」に改め、同条第4項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

**大津市企業局管理規程第6号**

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

**第2条** 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に該当する者(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間及びその割振りについては、一般職の企業局職員(大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業局管理規程第1号。以下「勤務時間規程」という。)の適用を受ける職員のうち、会計年度任用職員及び法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員以外の職員をいう。以下同じ。)の例による。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する者(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、かつ、1日につき7時間45分を超えない範囲内で、公営企業管理者が定めるものとする。

3 公営企業管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のあるパートタイム会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることができる。

4 パートタイム会計年度任用職員にあつては、日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、公営企業管理者は、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

(週休日の振替等)

**第3条** 公営企業管理者は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち当該週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又はフルタイム会計年度任用職員にあつては当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(勤務時間規程第4条第1項の半日勤務時間をいう。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項に定めるもののほか、週休日の振替等については、一般職の企業局職員の例による。

(休憩時間及び休息時間)

**第4条** 会計年度任用職員の休憩時間及び休息時間については、一般職の企業局職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

**第5条** 公営企業管理者は、第2条及び第3条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において、会計年度任用職員に本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡及び来庁者の応接並びに文書及び物品の收受及び保管に関する勤務をすることを命ずることができる。

2 公営企業管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(早出遅出勤務等)

**第6条** 育児又は介護を行う会計年度任用職員及び障害者である会計年度任用職員の早出遅出勤務並びに育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに会計年度任用職員の休日及び休日の代休日については、一般職の企業局職員の例による。

(休暇の種類)

**第7条** 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

**第8条** 年次有給休暇は、1の会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、会計年度の中途において新たに会計年度任用職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる会計年度任用職員の当該年度の年次有給休暇の日数は、これらの者の継続する任用期間の初日を含む年度から現年度までの年数(以下「任用年数」という。)、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で公営企業管理者が別に定める日数と

する。

1 週間ごとの勤務日の日数が同一である会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の任用年数及び1週間ごとの勤務日の日数に応じて別表第1に定める日数

前号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の任用年数及び1年間の勤務日の日数に応じて別表第2に定める日数

- 2 前項の規定により付与される年次有給休暇の日数が、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回るときは、同項の規定にかかわらず、当該日数の年次有給休暇を付与するものとする。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

勤務日ごとに異なる勤務時間が定められているパートタイム会計年度任用職員 勤務日1日当たりの平均勤務時間(当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日の日数で除して得た時間をいう。)

前号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 当該会計年度任用職員に割り振られた1日当たりの勤務時間

- 5 年次有給休暇は、任期の満了後に引き続き当該任期が満了する日の属する会計年度(以下「任期満了時の会計年度」という。)に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数を、当該任用された日を始期とする任期に繰り越すことができる。
- 6 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、任期の満了後に引き続き任期満了時の会計年度の翌会計年度(以下「翌会計年度」という。)に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を、翌会計年度に繰り越すことができる。
- 7 前項の規定にかかわらず、年度の中で付与された年次有給休暇は、再度の任期の満了後に引き続き翌会計年度の次の会計年度に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該再度の任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を、当該付与された月から起算して2年を経過する月まで繰り越すことができる。
- 8 前3項の規定により残日数を繰り越す場合において、当該残日数に1日未満の端数があるときは、当該1日未満の端数についても繰り越すことができる。ただし、1時間未満の端数(前2項の規定により残日数を繰り越す場合に限る。)は、繰り越すことができない。
- 9 公営企業管理者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

**第9条** 特別休暇は、次の各号に掲げる事由がある場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する7日の範囲内の期間

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 公営企業管理者が必要と認める期間

地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 公営企業管理者が必要と認める期間

会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 公営企業管理者が必要と認める期間

会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 公営企業管理者が必要と認める期間  
 会計年度任用職員の親族が死亡した場合 別表第3の左欄に掲げる親族の区分に応じ、同表の右欄に定める日数の範囲内の期間

会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 結婚をする予定である日から起算して7日前の日から当該結婚をした日から起算して3月を経過する日までの間における連続する5日の範囲内の期間

女子の会計年度任用職員が生理のため、その勤務が著しく困難な場合 3日以内

6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し

出た場合 出産の日までの申し出た期間

女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の翌日から8週間を経過するまでの期間

妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は通勤に使用する交通用具の通勤時における運転環境の劣悪の程度が母体又は胎児の健康保持に支障を与える程度に及ぶと認める場合  
正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内

会計年度任用職員が生後満1年に達しない子(勤務時間規程第7条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号、第16号、第17号及び第20号並びに別表第3において同じ。)を育てる場合 1日につき60分以内の期間(1回につき30分を単位として分割することができる。)。ただし、男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。)若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)若しくは人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第8号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき60分から当該承認又は請求に係る期間の時間数を差し引いた時間数以内の期間(当該承認又は請求に係る期間と同一の期間を除くものとし、分割することもできる。)とする。

妊娠中又は出産後1年以内の女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 公営企業管理者が必要と認める期間

会計年度任用職員の負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)で、医師の診断書等により勤務することが困難であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において90日以内(当該負傷又は疾病の状態にある期間に週休日又は休日を含むときは、当該週休日又は休日の日数を含めて90日以内とし、大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則(昭和50年規則第8号)第12条第1項の規定に基づき療養命令を受けた者にあっては、当該年度内において既に受けた当該療養命令の期間を90日から差し引いた期間を限度とする。)。ただし、任期の満了後に引き続き翌会計年度に係る会計年度任用職員として任用された場合であって当該負傷又は疾病(人工透析による通院治療を要するものを除く。以下この号において「負傷等」という。)が翌会計年度に継続し、又は当該負傷等が任期満了時の会計年度に治癒し、翌会計年度において治癒後3か月以内に同一の負傷等に起因する疾病が再発したときは、当該負傷等に係る当該任期満了時の会計年度内において既に受けた休暇期間は、翌会計年度において受けた休暇期間とみなす。

妊娠中の女子の会計年度任用職員が妊娠に起因する障害(つわりに限る。)のため勤務することが著しく困難である場合 1日又は1時間を単位として7日以内

会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。次号において同じ。)が小学校就学前の子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子で同居しているものを含む。次号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった者の世話をを行うことをいう。次号において同じ。)のため又は当該子に予防接種、健康診査若しくは健康診断(次号において「予防接種等」という。)を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において5日(小学校就学前の子が2人以上の場合にあっては、10日)

会計年度任用職員が要介護者(勤務時間規程第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護(要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を含む。)をするため、同項各号に掲げる者(小学校就学前の子を除く。)(以下「配偶者等」という。)の看護のため又は中学校就学の始期に達するまでの子(小学校就学前の子を除く。)に予防接種等を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の会計年度において5日(要介護者又は配偶者等(要介護者である者を除く。))が2人以上の場合にあっては、10日)

会計年度任用職員が公務上における負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の状態にある場合 医師の診断書等により公営企業管理者が必要と認める期間



会計年度任用職員(次に掲げる会計年度任用職員に限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の会計年度の原則として6月15日から9月30日までの期間内において、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ定める日数の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が4日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が169日から216日までであるもの 3日

イ 1週間の勤務日が5日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの 4日

会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 公営企業管理者が必要と認める期間

2 1日を単位とする前項第14号から第17号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

3 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した第1項第14号から第17号までの休暇を日に換算する場合について準用する。

4 第1項第16号及び第17号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の端数の全てを使用することができる。

5 第1項各号の休暇は、有給の休暇とする。ただし、同項第8号から第10号まで、第12号、第14号から第17号まで及び第20号に掲げる特別休暇(同項第14号に掲げる特別休暇(1週間の勤務時間(勤務日ごとに異なる勤務時間が定められている会計年度任用職員にあっては、当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を52で除して得た時間をいう。))が30時間以上とされている会計年度任用職員に係るものに限る。)のうち、その期間が10日以内のものを除く。)については、無給の休暇とする。

(介護休暇)

**第10条** 介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、公営企業管理者が、当該会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任用の期間が満了し、再び任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

2 前項に規定するもののほか、介護休暇の取扱いについては、一般職の企業局職員の例による。

(介護時間)

**第11条** 介護時間は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、その任期内(当該任期の初日前に当該会計年度任用職員が本市の職員として引き続き在職していた期間内において、この条及び勤務時間規程第15条の3の規定による介護時間を取得したことがある場合)にあっては、当該介護時間を取得した初日から連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内に限る。)において、1日の勤務時間(当該1日の所定の勤務時間が6時間15分以上である場合に限る。)の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

2 前項に規定するもののほか、介護時間の取扱いについては、一般職の企業局職員の例による。

(特別休暇等の請求等)

**第12条** 特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認及び休暇の請求等の手続については、一般職の企業局職員の例による。

(勤務時間等の規定についての特別の定め)

**第13条** 公営企業管理者は、当該会計年度任用職員の職務の特殊性その他の事情により、第2条から前条までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、勤務時間、休暇等について別段の定めをするこ

とができる。

(委任)

**第14条** この規程に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、公営企業管理者が定める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**別表第1** (第8条関係)

任用年数	1週間ごとの勤務日の日数				
	1日	2日	3日	4日	5日
1年	1日	3日	5日	7日	10日
2年	2日	4日	6日	8日	11日
3年	2日	4日	6日	9日	12日
4年	2日	5日	8日	10日	14日
5年	3日	6日	9日	12日	16日
6年	3日	6日	10日	13日	18日
7年以上	3日	7日	11日	15日	20日

**別表第2** (第8条関係)

任用年数	1年間の勤務日の日数				
	48日から 72日まで	73日から 120日まで	121日から 168日まで	169日から 216日まで	217日以上
1年	1日	3日	5日	7日	10日
2年	2日	4日	6日	8日	11日
3年	2日	4日	6日	9日	12日
4年	2日	5日	8日	10日	14日
5年	3日	6日	9日	12日	16日
6年	3日	6日	10日	13日	18日
7年以上	3日	7日	11日	15日	20日

**別表第3** (第9条関係)

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日

おじ又はおば	1日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

大津市企業局管理規程第7号

大津市企業局事務分掌規程(昭和40年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

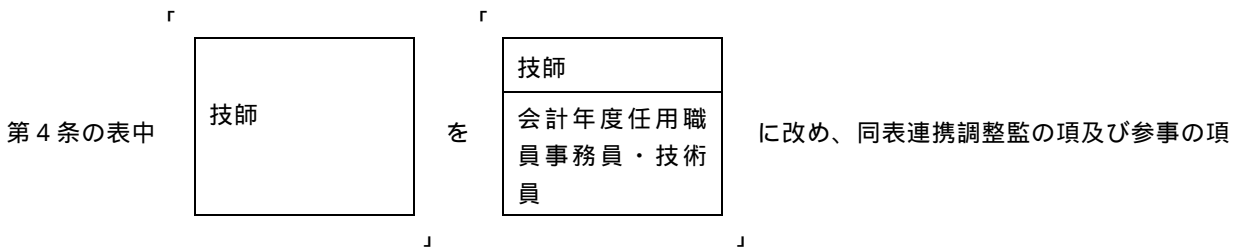
大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第1項中「、課及び水再生センター」を「及び課」に、「下水道課」を「下水道整備課」に、「水再生センター」を「下水道施設課」に改め、同条第2項中「施設整備課 浄水課」を「浄水施設課」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、下水道施設課に出先機関として水再生センターを置く。

第2条の2中「及び水再生センター」を削り、「施設整備課及び浄水課並びに」を「浄水施設課、」に改め、「経営戦略室」の次に「及び同条第4項に規定する水再生センター」を加え、「センター又は室」を「室又はセンター」に改める。

第3条第1項中「及び技師」を「、技師及び会計年度任用職員事務員・技術員」に改め、同条第2項中「連携調整監、参事」を「調整監」に改める。



を次のように改める。

調整監	上司の命を受け、ガスの保安に関する事務であって、ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者(以下「運営権者」という。)との調整に係るものを処理し、維持管理課の事務に係る専門的な知識又は技術を必要とする事務の統括に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
-----	--

第5条第1号中クを削り、ケをクとし、コからスまでをケからシまでとし、同条第2号中ウを削り、エをウとし、同条第3号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 下水の水質に関すること。

第10条第7号中「並びに託送供給、」を「及び託送供給料金並びに」に、「収納金」を「収納金等」に改め、同条第10号及び第12号中「下水道使用料」の次に「、託送供給料金」を加え、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

ガス事業の託送供給の運用に関すること。

第12条第1号中「経年管(」の次に「鉛製給水管以外の」を加える。

第13条を次のように改める。

(下水道整備課の分掌事務)

**第13条** 下水道整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 下水道事業の事業計画、基本計画及び長期計画の策定及び決定に関すること。
- 流域別総合下水道計画及び高度処理、汚泥処理等に係る計画の策定に関すること。
- 公共下水道の整備計画の策定に関すること。
- 流域下水道に係る新規の計画区域外流入に関すること。
- 公共下水道の整備に係る用地処理及び補償に関すること。
- 公共下水道に係る占用の協議及び申請事務に関すること。
- 開発事業に伴う公共下水道の整備に関すること。
- 公共下水道の効率化及び活用に関すること。
- 公共下水道に係るポンプ施設の統廃合に関すること。
- 公共下水道の工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。
- 公共下水道の改築及び更新並びに地震対策に関すること。
- 不明水対策に関すること。
- 水環境再生事業の推進に関すること。
- 公共下水道台帳の作成に関すること。
- 課の一般庶務に関すること。

第15条第1号中「、ガス導管並びに公共下水道(処理施設を除く。)」を「並びにガス導管」に改め、同条中第14号及び第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とする。

第16条を次のように改める。

(下水道施設課の分掌事務)

**第16条** 下水道施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 下水道事業に係る総合企画及び総合調整に関すること。
- 国及び滋賀県に対する補助申請に関すること。
- 流域下水道使用承認申請に関すること。
- 流域下水道建設負担金に関すること。
- 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会その他の協議会等に関すること。
- 公共下水道に係る財産の統括管理に関すること。
- 公共下水道の供用開始に関すること。
- 下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による行為の許可及び大津市下水道条例(昭和43年条例第36号)第23条の2第1項の規定による占用の許可に関すること。
- 公共下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。
- 事業用排水等の調査及び指導並びに下水の水質検査に関すること。
- 公共下水道未接続事業者対策に関すること。
- 公共下水道(処理施設を除く。)の点検、補修及び維持管理に関すること。
- 公共下水道台帳の管理に関すること。
- 課の一般庶務に関すること。

第17条施設整備課の項及び浄水課の項を次のように改める。

浄水施設課

- 浄水管理センターの維持管理に関すること。
- 水道施設の運転管理及び保全管理の総括に関すること。
- 水道施設の水運用に関すること。
- 浄水統計に関すること。
- 遠方監視設備等の保全管理に関すること。
- 水道施設の構内の取締り及び用地管理に関すること。
- 水道施設に係る拡張工事及び改良工事の設計及び施工に関すること。
- 課の一般庶務に関すること。

第18条経営戦略室の項第1号中「、経営戦略並びに広報戦略及び活動」を「及び経営戦略」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

局の事業の広報に係る戦略及び活動に関すること。

第18条経営戦略室の項中第9号を第7号とする。

本則に次の1条を加える。

(水再生センターの分掌事務)

第19条 水再生センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 処理施設の水質管理の総括に関すること。
- 終末処理場(以下この条において「処理場」という。)及びポンプ施設の整備計画の策定に関すること。
- 処理場及びポンプ施設の整備の実施計画に関すること。
- 処理場及びポンプ施設の整備に係る調査並びに改築等に係る設計及び施工に関すること。
- 処理場及びポンプ施設の整備に係る関係機関との協議、調整及び申請等に関すること。
- 処理場の建物並びに処理場及びポンプ施設に設置する設備の維持管理に関すること。
- 処理場屋上公園の維持管理に関すること。
- 処理場内施設の使用許可に関すること。
- 水再生センターの一般庶務に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第8号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第11号中「及び室長(次号に規定する室長を除く。)」を「、室長及び所長」に改め、同条第12号中「室長(経営戦略室長に限る。)及び」を削る。

第9条第1項中「連携調整監」を「調整監」に、「の遂行」を「を遂行し、及び維持管理課の事務に係る専門的な知識又は技術を必要とする事務の統括」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1号の表1の部5の項中「経営経理課長」を「企業総務課長 経営経理課長」に、「合議」を「経営経理課長の合議」に改め、同号の表2の部2の項第3号を次のように改める。

国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員への推薦及び就任の承認						企業総務課長	
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--------	--

別表第1号の表2の部2の項第6号を次のように改める。

会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職の職員の任免						企業総務課長	
-----------------------------	--	--	--	--	--	--------	--

別表第1号の表2の部2の項第7号を削り、同項第8号中

「

に改め、同項中第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、別表第1号の表3の部16の項中「経営経理課長」を「企業総務課長 経営経理課長」に、「合議」を「経営経理課長の合議」に改め、同部18の項中「経営戦略室長」を「企業総務課長 契約管財課長」に、「合議は、」を「契約管財課長の合議は入札に経営戦略室長」

係る公告に関するものに、経営戦略室長の合議は」に改め、同部23の項を削る。

別表第2号の表企業総務課の部5の款3の項中「嘱託職員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同部6の款2の項及び3の項を削り、同号の表料金収納課の部に次のように加える。

4 託送供給	1 託送供給の受入れの決					企業総務課長	
--------	--------------	--	--	--	--	--------	--

に関する事務	定 2 基本契約の締結、変更又は解除 3 個別契約の締結、変更又は解除 4 保証金の徴収又は減免の決定			経営経理課長 企業総務課長 経営経理課長
--------	--	--	--	----------------------------

別表第2号の下水道課の部中「下水道課」を「下水道施設課」に改め、同部4の款2の項中「経営経理課長」を削り、同部の表お客様設備課の部1の款2の項中「下水道課長」を「下水道整備課長」に、「維持管理課長」を「下水道施設課長」に改め、同部の表経営戦略室の部を削る。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第9号**

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第4条第1項中「水再生センター及び分室」を「分室及び出先機関」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第10号**

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条中「で職員」を「において「職員」」に改め、「大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）第1条に規定する」を削る。

第3条第1項第8号中「連携調整監」を「調整監」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

会計年度任用職員事務員・技術員

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第11号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第1項中「臨時及び非常勤の職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）に改め、同条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条に次の1項を加える。

5 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）第5条に規定する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、かつ、1日につき7時間45分を超えない範囲内で、公営企業管理者が定める。

第7条の2及び第7条の11中「、第17号、第20号及び第24号」を「から第18号まで、第21号及び第25号」に改める。

第14条第1項第13号中「妊娠中」の次に「又は出産後1年以内」を加え、同項第17号を次のように改める。

職員が小学校就学前の子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下こ

の号、第21号、第25号、次条第1項及び別表において同じ。)の子で同居しているものを含む。以下この号及び次号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった者の世話をを行うことをいう。次号において同じ。)のため又は当該子に予防接種、健康診査若しくは健康診断(次号において「予防接種等」という。)を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の年において5日(小学校就学前の子が2人以上の場合にあっては、10日)

第14条第1項中第24号を第25号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同項第20号中「骨髄液の」を「骨髄若しくは抹梢血幹細胞移植のための抹梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のための」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のための骨髄若しくは抹梢血幹細胞移植のための抹梢血幹細胞を」に改め、同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

職員が次条第1項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護(要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を含む。)をするため、次条第1項各号に掲げる者(小学校就学前の子を除く。)(以下「配偶者等」という。)の看護のため又は中学校就学の始期に達するまでの子(小学校就学前の子を除く。)に予防接種等を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日又は1時間を単位として1の年において5日(要介護者又は配偶者等(要介護者である者を除く。))が2人以上の場合にあっては、10日)

第14条第2項中「第17号」を「第18号」に、「第24号」を「第25号」に改め、同条第3項中「、第17号及び第24号」を「から第18号まで及び第25号」に改め、同条第4項中「及び第17号」を「から第18号まで」に改める。

第21条の前の見出しを「(臨時的任用職員の勤務時間等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。次条及び第23条において同じ。)」を「臨時的任用職員」に改め、同項を同条とする。

第22条及び第23条中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的任用職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に次の各号に掲げる休暇を取得している職員は、当該各号に定める休暇を取得した職員とみなす。

改正前の大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「改正前規程」という。)第14条第1項第17号の休暇(小学校就学前の子の看護のため又は予防接種、乳幼児健康診査若しくは就学时健康診断を受けさせるための休暇(以下「小学校就学前の子の看護等のための休暇」という。)に限る。) 改正後の大津市企業局の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「改正後規程」という。)第14条第1項第17号の休暇

改正前規程第14条第1項第17号の休暇(小学校就学前の子の看護等のための休暇を除く。) 改正後規程第14条第1項第18号の休暇

#### 大津市企業局管理規程第12号

大津市企業局職員給与規程(昭和34年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第7条第1項中「維持管理課又は水再生センター」を「下水道施設課又は同課水再生センター」に改める。

第13条第1項中「臨時に雇用された職員」を「会計年度任用職員及び非常勤職員」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「大津市嘱託職員の報酬等に関する条例(平成27年条例第76号)第2条第1項に規定する嘱託職員」を「大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第20号)第1条に規定する特別職の非常勤職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員に関する給与等)

**第13条** この規程に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給与については、大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第3条に規定するフルタイム会計年度任用職員(以下「一般のフルタイム会計年度任用職員」という。)の例による。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の給料の額は、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

月額をもって定める給料 基準給料月額(警察機関との連携等に関する業務に従事するパートタイム会計

年度任用職員にあっては、218,000円)に、当該給料を受けるパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

日額をもって定める給料 基準給料月額を21で除して得た額に、当該給料を受けるパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間数を7.75で除して得た数を乗じて得た額

1時間当たりの額をもって定める給料 基準給料月額を162.75で除して得た額

- 3 前項各号による給料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第2項各号の「基準給料月額」とは、同項各号の給料を受けるパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして会計年度任用職員給与条例第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。
- 5 パートタイム会計年度任用職員の地域手当の額は、第2項の給料の額に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 6 パートタイム会計年度任用職員の給料の額及び地域手当の額の合計額について、会計年度任用職員給与条例第8条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員(以下「一般のパートタイム会計年度任用職員」という。)の報酬の額との均衡上必要があると認められるときは、第2項の規定にかかわらず、同項の給料の額に当該合計額と当該報酬の額との差額に相当する額を加えた額を給料の額とすることができる。
- 7 パートタイム会計年度任用職員の通勤手当については、一般のパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の例による。
- 8 パートタイム会計年度任用職員の期末手当については、一般のパートタイム会計年度任用職員の例による。
- 9 条例第2条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員の給与のうち給料及びこの規程に定める手当以外の給与の額は、一般のフルタイム会計年度任用職員の例による。
- 10 パートタイム会計年度任用職員の給与の支給日及び支給方法並びに減額、退職者の給与等については、一般のパートタイム会計年度任用職員の例による。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

-----

**大津市企業局管理規程第13号**

大津市企業職員の条件付採用期間評価に関する規程(平成22年企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

本則中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

-----

**大津市企業局管理規程第14号**

大津市企業局会計規程(昭和39年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条第6項中「下水道課」を「下水道施設課」に改める。

別表第1第1号から第3号までの表中

「

手当		
賃金		

を

」

「

手当		
----	--	--

に、

」



報償費 嘱託・臨時職員の通勤手 当 前号以外の支出	1件10万円以上のもの	1件10万円以上のもの
------------------------------------	-------------	-------------

を

報償費	1件10万円以上のもの	1件10万円以上のもの
-----	-------------	-------------

に改

める。

別表第2第1号費用勘定の表、別表第2第2号費用勘定の表及び別表第2第3号費用勘定の表中

賞与引当金繰入額
賃金

を

賞与引当金繰入額
----------

に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第5号

大津市議会局規程（昭和58年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

大津市議会議長 近 藤 眞 弘

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係 - 略 - 政策法制係 - 略 -</p> <p>— 政治倫理審査会に関すること。 — 政策検討会議に関すること。 — 議会活性化検討委員会に関すること。 — 議会ミッションロードマップに関すること。 — 議員研修会に関すること。 — 議長会に関すること。</p> <p>議事調査課 議事係 - 略 - 調査係 - 略 -</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p><b>第4条</b> - 略 -</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係 - 略 - 政策法制係 - 略 - <u>議員の政策立案に係る調査研究に関すること。</u></p> <p>— 政治倫理審査会に関すること。 — 政策検討会議に関すること。 — 議会活性化検討委員会に関すること。 — 議会ミッションロードマップに関すること。 — 議員研修会に関すること。 — 議長会に関すること。</p> <p>議事調査課 議事係 - 略 - 調査係 - 略 -</p> <p>(職の設置及び職務)</p> <p><b>第4条</b> - 略 -</p>

<p>(局長の専決事項) <b>第5条</b> - 略 -</p>	<p>(障害者雇用推進者) <b>第4条の2</b> <u>障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第37条第1項の障害者雇用推進者は、局長の職にある者をもって充てる。</u> (局長の専決事項) <b>第5条</b> - 略 -</p>
---------------------------------------	--

**附 則**

この告示は、令和2年4月1日から施行する。